

戸田市の環境

令和6年版

● 戸田市 ●
環境経済部

目 次

第1部 総 説

第1章 戸田市の環境行政

第1節 戸田市の概要	1
第2節 環境行政のあゆみ	3
第3節 戸田市の環境行政機構	17

第2部 「戸田市環境基本計画2021」の進捗

第1章 重点プロジェクトの達成状況

第1節 脱炭素・気候変動適応プロジェクトの達成状況	19
第2節 身近なエコ・資源循環推進プロジェクトの達成状況	20
第3節 水循環・生物多様性保全プロジェクトの達成状況	20
第4節 環境交流プロジェクトの達成状況	21

第2章 戸田市地球温暖化対策実行計画の進捗

第1節 戸田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗	22
第2節 戸田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗	24

第3部 緑のまちづくりと自然再生

第1章 緑化の推進

第1節 保存樹木補助制度	26
第2節 建築物屋上等緑化・生け垣等設置奨励補助制度	26
第3節 苗木の無料配布	27

第2章 水と緑のネットワークの推進

第1節 水と緑のネットワーク形成	28
------------------	----

第4部 環境（公害）調査と現況

第1章 公害苦情	33
第2章 騒音	35

第5部 廃棄物処理の現況

第1章 廃棄物処理の現況

第1節 家庭ごみ処理の経緯と処理費用	37
第2節 ごみの総量と組成	40
第3節 し尿処理対策の処理状況	41
第4節 家庭ごみの収集日及びごみ集積所の数	42

第2章 資源ごみのリサイクル

第1節 分別収集とリサイクルの流れ	43
第2節 資源回収の収集量及び売却金額	45

第3章 その他の事業	46
------------	----

第1部 総 説

第1章 戸田市の環境行政

第1節 戸田市の概要

1. 戸田市の環境と地域特性

(1) 開発の歴史から見た地域の環境特性

戸田市は、埼玉県の南端に位置し、東西約7.2km、南北約3.9kmで、市域面積は18.19km²あります。

元々、戸田市は荒川の氾濫原であり、肥沃な土壌をもつ平地となっていたことから、稲作を中心とした農業集落が形成されていました。

農業集落には、水田、畑、用水路、社寺林、屋敷林といった二次的自然環境が存在し、そこには多様な生物が生息し、人との共生関係が成立していました。

しかし、今日では市内の開発が進み、これらの自然環境の多くは失われてしまいました。また、産業の伸展と住民の増加による住工混在化は人々の住環境の悪化を招いています。

自然環境、住環境の改善と産業の両立など、これからの戸田市の環境を巡っては、様々な問題が山積しています。

また、地域の環境のあり方を考えるためには、地球規模の環境問題とも合わせて考えることが重要です。

これからの市の環境行政は地域の環境特性、土地利用の変遷を踏まえるとともに、地球温暖化やプラスチックごみなどの世界的な問題とも向き合い、長期的な視点に基づいて実施することが求められているといえるでしょう。

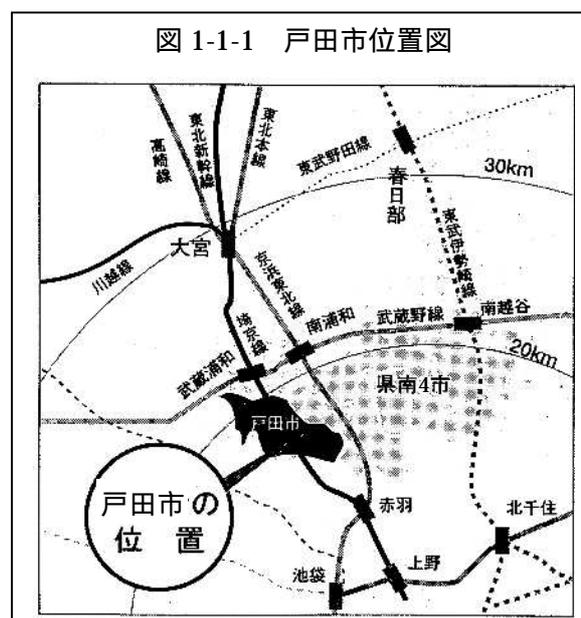


図 1-1-1 戸田市位置図

(2) 戸田市の環境問題の背景にある首都隣接型立地

近年の戸田市の形成は、昭和8年の戸田橋架け替えに始まります。首都からの動脈が拡大されたことにより重工業が進出し、戦後は東京の外延化として都内から戸田橋を渡って金属・機械、メッキ、出版・印刷などの小規模の工場が進出してきました。

一方、昭和29年の京浜東北線・西川口駅開業は東部地域に狭小宅地の開発や公団住宅建設を誘発し、ベッドタウン化を急速に進行させました。

その後、昭和39年に笹目橋が完成すると、西部地域では新大宮バイパス開通もあって、倉庫・運送業が進出してきました。

そして、首都圏の好立地を活かすために行われた、東部地域の後区画整理、中央地域の中部区画整理、西部地域の西部区画整理、北部区画整理を引き金に、食品加工、出版印刷、運輸通

信なども集中して進出し、産業とベッドタウンの顔を併せ持つ地域になりました。

その後も、首都高速、外かく環状道路の建設と埼京線3駅の開通によって都市型産業の進出の一方で、中高層マンション・商業施設の開発も盛んに行われています。

戸田市は、首都隣接立地による長短両側面を有するまちです。利便性が高く、経済、政治、文化等の潜在力も高いまちです。それはまちに活力をもたらすと同時に環境全般に負荷をかけることにもなります。道路網の集中は大気汚染、騒音・振動、交通事故、交通渋滞を引き起こしました。開発と産業進出の影響は河川の汚濁、緑地の減少、住工混在による公害・苦情の多発、そして豊かであった自然性の消失となって現れました。

こうした過去から引き継いだ地域特性を踏まえ、外部からの環境影響要因を規制しながら、開発と環境保全を調整したまちづくりが今後の課題になっています。

第2節 環境行政のあゆみ

年月日	戸田市	国・埼玉県
1956 (S31) 6 11		工業用水法の制定
1958. (S33) 12 25		公共用水域の水質の保全に関する法律の公布（昭和34年3月1日施行）
12 25		工場排水等の規制に関する法律の公布（昭和34年3月1日施行）
1962. (S37) 5 1		建築物用地下水の採取の規制に関する法律の公布（昭和37年8月31日施行）
6 2		ばい煙の排出の規制等に関する法律の公布（昭和37年12月施行）
6 6		埼玉県公害防止条例の公布
1963. (S38) 7 1	工業用水法に基づく地下水採取規制地域に指定される	
1967. (S42) 8 3		公害対策基本法の公布・施行
1968. (S43) 6 10		大気汚染防止法の交付（昭和43年12月1日施行）（ばい煙の排出の規制等に関する法律の廃止）
6 10		騒音規制法の公布（昭和43年12月1日施行）
1969. (S44) 5 1	総務部庶務課に交通公害係を設置	
5 8	戸田市都市計画用途地域の告示	
10 11		埼玉県公害防止条例の全面改正
1970. (S45) 6 1		公害紛争処理法の公布（昭和45年11月1日施行）
7 1	騒音規制法に基づく地域指定を受ける	
7 18	戸田市をはじめ県南地域に初めて光化学スモッグによる被害発生	
10 1	総務部に公害交通課公害係を設置	
11 1		第64回臨時国会（公害国会）が開かれ公害対策基本法の一部改正を含む公害関係14法案の審議が行われる
12 25		水質汚濁防止法の公布（公共用水域の水質の保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律の廃止）（昭和46年6月24日施行）
1971. (S46) 4 1	戸田市公害対策審議会条例の制定	

年月日	戸 田 市		国 ・ 埼 玉 県
6 1			悪臭防止法の公布（昭和 47 年 5 月 31 日施行）
7 1			環境庁の設置
1972. (S47)	4 1	市庁舎において大気汚染常時監視測定を開始	
	5 1	建築物用地下水の採取を規制する地域に指定される	
	6 5		ストックホルムで第 1 回国連人間環境会議が開催され、「人間環境宣言」が採択
1973. (S48)	6 5		第 1 回環境週間実施（初の世界環境デー）
	8 1	市民生活部市民安全課公害係となる	
1974. (S49)	2 1	悪臭防止法に基づく規制地域に指定される	
	12 19	戸田市あき地の環境保全に関する条例の制定	
1975. (S50)	5 1	建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく経過措置期間の終了に伴い、基準を満たさない井戸による地下水採取が禁止となる	
1976. (S51)	6 10		振動規制法の公布（昭和 51 年 12 月 1 日施行）
	8 1	工業用水法水源転換府省令により、工業用水法に基づく基準を満たさない井戸による地下水採取が禁止となる	
	9 28	本市を含む県南 7 市が硫黄酸化物の総量規制方式導入の地域指定を受ける	
	11 1	市民部市民相談課公害係となる	
1978 (S53)	2 1	振動規制法に基づき規制地域に指定される	
	7 11		環境庁が二酸化窒素環境基準を大幅緩和
	10 11		埼玉県公害防止条例の全面改正
1981. (S56)	2 13		埼玉県環境影響評価に関する指導要綱の制定
1984. (S59)	2 21	戸田市工業団地協同組合設立総会開催	
	3 10	第 1 回市民環境意識調査の実施	
	5 1	市民部環境保全課環境保全係となる	
	6 28	建設省関東地方建設局北首都国道工事事務所より東京外かく環状道路計画に関する環境アセスメント（案）が提示される	
	8 20	第 2 回市民環境意識調査の実施	
	11 8	建設省関東地方建設局大宮国道工事事務所より都市高速道路戸田線計画に関する環境アセスメント（案）が提示される	

年月日		戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
1985. (S60)	1 29	戸田地区共同利用建物（ミニ工業団地）に係る公害防止事業団と戸田市工業団地協同組合との土地建物譲渡契約締結	
	2 16	東京外かく環状道路及び新大宮バイパスの都市計画変更に関する地元説明会が開催される	
	3 14	東北・上越新幹線（上野～大宮間）開業	
	9 7	ミニ工業団地起工式	
	9 30	埼京線開通	
	10 1	東京外かく環状道路及び都市交通道路戸田線都市計画（変更）される	
1986. (S61)	3 30	ミニ工業団地竣工	
1987. (S62)	2 21	「川を考える市民の集い」開催される	
1988. (S63)	5 20		特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の公布（昭和63年12月27日施行）
	8 26		水質汚濁防止法施行令の一部改正（特定施設飲食店等4業種の追加）
1990. (H2)	6 22		水質汚濁防止法の一部改正（生活排水対策に係る規定及び指定地域特定施設の制度を創設）
	8 6	戸田市公害対策審議会開催（新大宮バイパス線の低周波空気振動測定結果について報告、首都高速道路板橋戸田線及び東京外かく環状道路の工事進捗状況の現地視察	
	10 1	環境常時監視測定局測定開始 ・中町局（二酸化硫黄、一酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、オキシダント等）	
	11 27	首都高速道路板橋戸田線が「戸田南」入出路まで供用開始	
1991. (H3)	6 1		第1回環境月間実施
	8 5	東京外かく環状道路及び首都高速道路板橋戸田線に係る環境常時監視施設に関する協定締結	
	12 25	日本道路公団より環境常時監視測定施設の移管を受ける（修行目公園内、藪雨公園内）	
1992. (H4)	1 1	環境常時監視測定局の測定開始 ・修行目局、藪雨局（一酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、騒音等）	
	3 30		埼玉県公害防止条例の一部改正（悪臭規制の強化、平成4年10月1日施行）

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
5 20	首都高速道路公団より環境常時監視測定施設の移管を受ける（笹目橋派出所敷地内の早瀬局）	
6 1	環境常時監視測定局の測定開始 ・早瀬局（一酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、騒音等） ・美笹局（騒音）	
6 3		環境と開発に関する国連会議（地球環境サミット）ブラジルで開催され、「アジェンダ 21」が採択
6 3		「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NOx法）の公布（平成 4 年 11 月 26 日施行）
11 26	国道 298 号線供用開始	
11 27	東京外かく環状道路（三郷～和光間）供用開始	
1993. (H5)	3 18 首都高速道路公団より環境常時監視施設の移管を受ける（砂場公園内）	
4 1	環境常時監視測定局の測定開始 ・砂場局（一酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、騒音等）	
6 9		ラムサール条約第 5 回締結国会議を釧路市にて開催
6 18		悪臭防止法施行令の一部改正（プロピオンアルデヒド等 10 物質の追加、埼玉県においては平成 7 年 4 月 1 日施行）
9 17	埼玉県から電気自動車（ダイハツ社製）を貸与	
10 26	首都高速道路 5 号池袋線（戸田南～美女木インター間）供用開始	
11 19		環境基本法公布・施行（公害対策基本法の廃止）
1994. (H6)	3 30 東京外かく環状道路（和光～大泉インター間）供用開始以降、名称を東京外環自動車道とする	
4 21		悪臭防止法施行規則の一部改正（メチルメルカプタン等硫黄系 4 物質の排出水中における規制基準の設定）
8 1	戸田市環境審議会条例の施行（戸田市公害対策審議会条例の改正）	
12 26		埼玉県環境基本条例の公布 埼玉県環境影響評価条例の公布（平成 7 年 4 月 1 日施行）
1995. (H7)	7 7	最高裁が、騒音測定評価方法については道路騒音訴訟の受認限度判断は等価騒音レベルで行うことを確定（国道 43 号線訴訟）

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
1996. (H8) 2 28		埼玉県環境基本計画の決定、公表
3 26	都市計画新用途地域を決定（用途区分が6種類から8種類となる）	
5 29		環境庁「ダイオキシンリスク評価検討会」及び「ダイオキシン排出抑制対策検討会」を設置
1997. (H9) 1 23		ごみ処理に係るダイオキシン発生防止等ガイドライン（新ガイドライン）まとまる
3 12		中央地域野焼き防止協議会の設置
3 21		埼玉県が「廃棄物焼却炉のばい煙排出抑制に関する指導指針」を策定。（平成9年7月1日施行）
4 1		埼玉県において環境生活部の設置
6 13		環境影響評価法の公布（平成11年6月12日施行）
8 8	ダイオキシン調査実施（埼玉県調査、2回実施）	
8 29		大気汚染防止法施行令の一部改正
10 14	戸田市野焼きパトロール	県中央地域一斉野焼きパトロールの実施
12 11		地球温暖化防止京都会議（COP3）開催、「京都議定書」が採択
1998. (H10) 2	ダイオキシン総合パイロット調査を実施（環境庁による）	
3	ごみ処理基本計画策定	
10 9		地球温暖化対策の推進に関する法律の公布（平成11年4月8日施行）
1999. (H11) 4 1	市民生活部環境クリーン課となる	
4 1		環境基本法の一部改正（環境基準の改正）
4 1		埼玉県公害防止条例の一部改正（小型焼却炉の規制強化）
7 16		ダイオキシン類対策特別措置法の公布（平成12年1月15日施行）
11	環境に関する市民アンケート実施	
12 20	戸田市望ましい環境を創造する市民懇話会設置	
12 22		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正
2000. (H12) 4 1	環境基本条例施行	

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
4 1	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の飼養登録に係る事務の権限移譲	
4 1	埼玉県公害防止条例に基づく騒音、振動の届出、及び指導並びに悪臭、野外焼却の指導に係る事務の権限移譲	
4 20	ISO14001 認証取得にむけ環境方針を宣言	
5 17		悪臭防止法の一部改正
5 31		建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律の公布（平成 14 年 5 月 30 日施行）
5 31		ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正
6 2		循環型社会形成推進基本法の公布・施行
6 2		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正
6 7		食品循環資源再生利用促進法の公布（平成 13 年 5 月 1 日施行）
6 7		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進策に関する法律の一部改正
6 7		特定家庭用機器再商品化法の一部改正
6 7		資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正
6 24 ~ 25	とだ環境フェア 2000 開催	
10	戸田市環境保全率先実行計画を策定	
2001. (H13)		埼玉県環境基本計画の一部改正
3 30	ISO14001 認証取得	
6 22		フロン回収破壊法の公布（平成 14 年 4 月 1 日施行）
7 17		埼玉県生活環境保全条例の公布（平成 14 年 4 月 1 日施行）
10 27 ~ 28	とだ環境フェア 2001 開催	
11 1	戸田市堤外笹目橋上流地域が鳥獣保護区に指定	
12 20	戸田市都市景観条例制定	
2002. (H14)		
3 31	戸田市環境基本計画策定	
3 13	墓地、埋葬等に関する法律施行条例制定（14 年 4 月 1 日施行）	
3 31		埼玉県公害防止条例の廃止
4 1	リサイクルプラザ稼働開始	
4 1	水道法に基づく専用水道の認可及び指導に係る事務の権限移譲	

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
4 1	浄化槽法に基づく届出に係る事務の権限移譲	
4 1	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく有害鳥獣捕獲、販売禁止鳥獣等の販売の許可に係る事務の権限移譲	
4 1	埼玉県生活環境保全条例に基づく騒音、振動の届出、及び指導並びに悪臭、野外焼却の指導に係る事務の権限移譲	
4 1	墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂、火葬場の経営許可等に係る事務の法令移譲	
4 1	化製場等に関する法律に基づく化製場の設置等に関する事務の権限移譲	
5 21	とだ環境ネットワーク創設（第1回全体会） とだ環境コミュニティスペース（ECOS）開設	
5 29		土壌汚染対策法公布（平成15年2月15日施行）
6 4		気候変動枠組み条約・京都議定書批准（国連寄託）
6 7		エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正
7 12		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正
12 1		小型焼却炉の使用規制強化
2003. (H15)	3 18	埼玉県自然環境保全条例、埼玉県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正
	5 9	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正
	6 18	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正
	6 30	環境常時監視測定局の測定項目見直し 修行目局、藪雨局（一酸化炭素）廃止
	7 16	国等による環境物品等の推進等に関する法律の一部改正
	7 25	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の公布（平成15年10月1日施行）
2004. (H16)	2 6	埼玉県生活環境保全条例の一部改正

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
3 2		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正
3 10		大気汚染防止法の一部改正
3 10		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の公布（平成 17 年 4 月 1 日施行）
2005. (H17)	2 16	京都議定書発効
3 1	戸田市環境保全率先実行計画（第 2 期）策定	
3 16	戸田市環境対策基金条例施行	
4 1	市民生活部環境クリーン室となる	
4 1	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業開始	
6 16	クールビズ開始	
7 17		知床の世界自然遺産登録
2006. (H18)	2 2	市庁舎太陽光発電火入れ式
2 10		石綿による健康被害の救済に関する法律の公布 （平成 18 年 3 月 27 日施行）
3 30	市庁舎風力発電竣工式	
4 25		水俣病公式確認 50 年にあたり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する会議
6 2	戸田市地球温暖化対策推進事業補助金開始	
10 30		アジア 3 R 推進会議
2007. (H19)	3	戸田市環境基本計画見直し
4 1	高効率給湯器等設置費補助事業開始	
5 23		国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の公布（平成 19 年 11 月 22 日施行）
6 1 ~ 23	ジャパンフラワーフェスティバルさいたま 2007 金賞受賞	
6 27		エコツーリズム推進法の公布 （平成 20 年 4 月 1 日施行）
10 17	フラワーセンター戸田開所	
12 15	サステナブル都市第 3 位	
12 22	キャンドルナイト in とだ開催	
2008. (H20)	6 1	戸田市ポイ捨て及び歩行喫煙をなくす条例施行
6 6		生物多様性基本法公布・施行
6 13		地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正
6 21	12 万人のキャンドルナイト in とだ開催	
7 7		G8 北海道洞爺湖サミット開催

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
11 14		オフセット・クレジット制度の創設
2009. (H21)		
1 23		温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」打ち上げ
2	戸田市環境保全率先実行計画（第3期）策定	
2		埼玉県地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050）策定
3 31	環境常時監視測定局の測定項目見直し ・修行目局、藪雨局（浮遊粒子状物質、騒音） 廃止	
3 31		埼玉県地球温暖化対策推進条例の公布（平成23年7月1日施行）
3 31		地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正
6 23		地球温暖化対策の推進に関する法律関係省令の公布
9 9		「微小粒子状物質に係る環境基準について」告示
11 30		「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」告示
12 21	戸田市地球温暖化対策条例制定	
12 29	サステナブル都市第16位	
2010. (H22)		
3 8	戸田市環境方針改定	
3 23	埼玉県環境みらい都市認定	
3 31	環境常時監視測定局の測定項目見直し ・砂場局（一酸化炭素、騒音）廃止	
4	事業者用環境配慮設備等導入支援事業開始	
4		埼玉県地球温暖化対策条例に基づく自動車地球温暖化対策計画制度開始
10 8		「地球温暖化対策基本法案」閣議決定
10 18		生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）開催（愛知県名古屋市）
2011. (H23)		
3	戸田市地球温暖化対策実行計画策定	
3		埼玉県EV・PHVタウン推進アクションプラン策定
3		水質汚濁防止法の一部改正（地下水汚染の未然防止措置）

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
4 1	戸田市電気自動車等導入費補助事業開始	
4 1	工業用水法に基づく許可及び指導に係る事務の権限移譲	
4 1	浄化槽法に基づく許可及び指導に係る事務の権限移譲	
4 1	埼玉県生活環境保全条例に基づくアイドリング・ストップの指導に係る事務の権限移譲	
4 1	埼玉県生活環境保全条例に基づく地下水採取の許可、届出及び指導に係る事務の権限移譲	
8 30		「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別処置法」公布・施行
9 1	戸田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行（墓地、埋葬等に関する法律施行条例の全部改正）	
10 16	サステナブル都市第 10 位	
12 13		「地球温暖化対策のための税」の導入等を盛り込んだ「平成 24 年度税制改正大綱」閣議決定
2012. (H24)	4 1 騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準等の指定に係る事務の法令移譲	
	4 1 振動規制法に基づく規制地域及び規制基準等の指定に係る事務の法令移譲	
	4 1 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準等の指定に係る事務の法令移譲	
	4 4 電気自動車用急速充電器運用開始（戸田市文化会館北側駐車場）	
	4 27	「環境基本計画」閣議決定
	8 10	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の公布（平成 25 年 4 月 1 日施行）
	10	第 22 回全国花のまちづくりコンクール 花のまちづくり大賞（国土交通大臣賞）受賞
	10 31	原子力災害対策指針の策定
2013. (H25)	2 17 とだ環境フォーラム 2012 開催	
	3 戸田市環境基本計画見直し	
	3 ごみ処理基本計画見直し	
	3 15	「当面の地球温暖化対策に関する方針」決定(地球温暖化対策推進本部)

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
4 1	環境経済部を設置 市民生活部環境クリーン室が環境経済部環境政策課及び環境クリーン推進課となる	
4 1	モニタリングポストによる空間放射線量の常時測定開始	
4 1	水道法に基づく専用水道の認可及び指導並びに簡易専用水道の指導に係る事務の法令移譲	
4 1	浄化槽法に基づく設置届出内容が相当と認める通知に係る事務の権限移譲	
4 1	埼玉県生活環境保全条例に基づく騒音、振動に係る規制地域及び規制基準の指定の権限移譲	
5		埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画策定
6 12		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)の公布(平成 27 年 4 月 1 日施行)
11 15		地球温暖化対策推進本部(2020 年度の温室効果ガス削減目標を 2005 年度比で 3.8%減とする)
11 15		「攻めの地球温暖化外交戦略」策定・公表
2014. (H26)	2 3 経営革新度調査第 8 位	
3 25		気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 38 回総会及び第 2 作業部会第 10 回会合(~ 30 日、神奈川県横浜市)において、IPCC 第 5 次評価報告書第 2 作業部会報告書の政策決定者向け要約(SPM)の承認・公表、第 2 作業部会報告書本体の受諾
4 1	建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく地下水の採取に関する規制に係る事務の権限移譲	
4 1	埼玉県自家用水道条例の施行に係る事務の権限移譲	
4 1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物再生事業者登録等に係る事務の権限移譲	
4 1		エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正
4 1	蕨戸田衛生センターにおいて、小型家電製品のピックアップ回収を開始	
4		水循環基本法の公布(平成 26 年 7 月 1 日施行)
4 11		エネルギー基本計画閣議決定
10 1	市内公共施設 13 ヶ所に小型家電回収ボックスを設置	

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
11 2		気候変動に関する政府間パネル (IPCC)第 5 次評価報告書の公表
11 22	戸田市地球温暖化対策地域協議会発足	
12 14	エコライフ DAY とだ 10 周年記念イベント開催	
2015. (H27)	3	町会会館に太陽光発電設備を設置(新曽北町会館、喜沢 2 丁目会館)
6 1	市内 3 駅周辺を「喫煙制限区域」に指定	
9		国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択
12 12		COP21 (国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議) でパリ協定が締結
2016. (H28)	3	戸田市地球温暖化対策実行計画(改訂版)の策定
3	町会会館に太陽光発電設備を設置(旭が丘町会新田町会)	
3	戸田市電力の調達に係る環境配慮方針の策定	
3 18	クールシェアとだ実行委員会の発足	
4 1	環境経済部環境政策課及び環境クリーン推進課が環境経済部環境課となる	
5		G7 伊勢志摩サミットが開催
5 13		「地球温暖化対策計画」閣議決定
5 20		地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正
5 31	環境常時監視測定局の測定終了 ・ 修行目局、藪雨局廃止	
9 1	粗大ごみ処理手数料の改正	
11		パリ協定が発効、日本が批准
11 30	生物多様性に優れた自治体ランキングで戸田市が 1 位となる	
2017. (H29)	3	町会会館に太陽光発電設備を設置(上町町会)
3 31	フラワーセンター戸田閉所	
7 1	県内初 公共施設にオープン型の宅配ロッカーを設置	
2018. (H30)	3 12	北戸田駅西口にパーティション型の喫煙所を設置
4 17		「第 5 次環境基本計画」閣議決定
6 13		気候変動適応法の公布(平成 30 年 12 月 1 日施行)
7 3		「第 5 次エネルギー基本計画」閣議決定
11 27		「気候変動適応計画」閣議決定
2019. (H31)	1 26	戸田市環境マネジメントシステムにおける ISO14001 の認証を非継続

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
2019. (R1) 5 31		食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）の公布（令和元年10月1日施行）
6 5		フロン類の使用の合理化及び管理の適正に関する法律の一部を改正する法律の公布（令和2年4月1日施行）
6 19		浄化槽法の一部を改正する法律の公布（令和2年4月1日施行）
9 30		水道法施行規則の一部を改正する省令の公布（令和元年10月1日施行）
2020. (R2) 3		埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）策定
3 31	戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例の一部改正の公布（令和2年10月1日施行）	
9 15	戸田公園駅西口の喫煙所を改築 喫煙所の囲いを植栽からパーティションに変更	
10		政府が2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）を目指すことを宣言
12 25		2050年カーボンニュートラルに伴う「グリーン成長戦略」策定
2021. (R3) 3	戸田市環境基本計画2021の策定	
4 1	埼玉県と共同で「戸田市気候変動適応センター」を設置	
4		政府が、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明
6 1	戸田市職員フードドライブ開始	
6 2		地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布（令和4年4月1日施行）
6 9		地域脱炭素ロードマップの公表
6 11		プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の公布（令和4年4月1日施行）
6 18		2050年カーボンニュートラルに伴う「グリーン成長戦略」を更に具体化
8 9		国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が第6次評価報告書で「人間の活動の影響によって大気、海洋、陸地が温暖化していることは疑う余地がない」と明記

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
10 22		地球温暖化対策計画閣議決定
10 22		第6次エネルギー基本計画閣議決定
~ 10 31 11 13		国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）にて「グラスゴー気候合意」が採択
2022. (R4) 3	戸田市災害廃棄物処理計画の策定	
3		埼玉県環境基本計画（第5次）策定
10	戸田市推奨ごみ袋発売開始	
2023 (R5) 1	埼玉版スーパー・シティプロジェクトへの参画	
3		埼玉県地球温暖化対策計画（第2期）改正
3		埼玉県が2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明
5 12		気候変動適応法改正
6 1		特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律の改正
7 20	TODA暮らしトランスフォーメーションの一环として、節エネガイドの全戸配布を実施	
7		7月の世界平均気温が観測史上最高値を記録
9		グリーンインフラ推進戦略2023の策定
2024 (R6) 2 1	市公式LINEによる粗大ごみ収集申し込みの開始	
3 1	市職員の上着・ネクタイ着用自由化の試行実施	
3 13	美里町と「森林の保全及び地球温暖化対策の推進に関する協定」を締結	
3 27	「2050年ゼロカーボンシティとだ」の表明	
3	戸田市環境基本計画2021改定版の策定	
3	戸田市版プラスチック・スマートアクションの策定	

第3節 戸田市の環境行政機構

1. 行政機構図

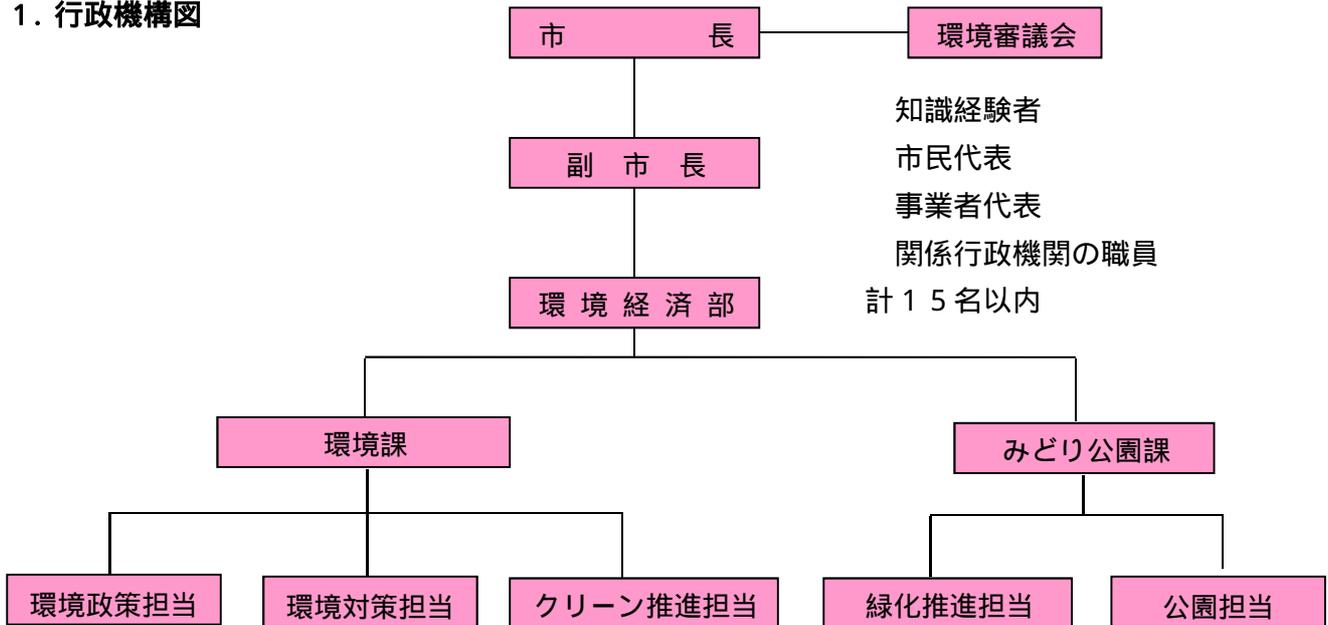


図 1-1-2 行政機構図（令和5年4月1日現在）

2. 事務分掌

【環境課】

- 1 環境基本施策に係る企画及び総合調整に関すること。
- 2 環境マネジメントシステムに関すること。
- 3 環境団体等の活動の支援及び環境団体等との協働に関すること。
- 4 省エネルギー及び省資源並びに新エネルギーの推進及び調整に関すること。
- 5 地球温暖化対策に関すること。
- 6 「環境未来都市」構想に係る施策の企画立案及び総合調整に関すること。
- 7 一般廃棄物に関すること。
- 8 蕨戸田衛生センター組合との協働及び協力に関すること。
- 9 感染症発生に伴う消毒等に関すること。
- 10 衛生害虫、植物害虫及びねずみ族の駆除に関すること。
- 11 墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、化製場の設置等に関すること。
- 12 空き地の環境保全に関すること。
- 13 自然保護に関すること。
- 14 動物愛護及び狂犬病予防に関すること。
- 15 騒音、振動、悪臭等の公害防止に関すること。
- 16 専用水道、簡易専用水道及び自家用水道に係る届出、命令その他行政措置に関すること。
- 17 地下水の採取規制に関すること。
- 18 浄化槽の規制及び指導並びにし尿処理に関すること。

【みどり公園課】

- 1 緑化の推進に関すること。
- 2 市の木、市の花及び市の鳥の推進に関すること。

- 3 緑の基本計画に関すること。
- 4 水と緑を活かしたまちづくりに係る事業の総合調整に関すること。
- 5 首都圏近郊緑地保全に関すること。
- 6 ちびっ子プールに関すること。
- 7 空閑地信託に関すること。
- 8 公園内樹木の維持管理に関すること。
- 9 公園等の企画及び調整に関すること。
- 10 公園等施設の工事及び維持管理に関すること。
- 11 公園等台帳の整備に関すること。
- 12 公園の使用許可及び使用料に関すること。
- 13 戸田市水と緑の公社との連携及び連絡調整に関すること。
- 14 環境空間の整備及び鉄道高架下開発に関すること。
- 15 荒川水循環センター上部利用に関すること。

第2部 「戸田市環境基本計画2021」の進捗

「戸田市環境基本計画2021」については戸田市環境課ホームページをご確認ください。
 戸田市環境基本計画に関するページ
<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/212/kankyo-seisaku-kihonkeikaku.html>



第1章 重点プロジェクトの達成状況

第1節 脱炭素・気候変動適応プロジェクトの達成状況

1. 代表的な指標の達成状況

1) 緩和策

項目	実績	目標	達成状況	達成率
	令和5年度	令和5年度		
市域の温室効果ガス排出量（削減率）	11.7% (令和3年度実績)	11.4% (令和3年度目標)		102%
環境配慮型システム等設置費補助実績	229件	155件		147%
電気自動車等導入費補助実績 (EV・PHV・FCV)	53件	18件		294%
自転車通行空間の整備	12.83km	12.82km		100%
コミュニティバス「toco」の 年間利用者数	342,008人	369,200人	×	92.6%
市事務事業の温室効果ガス排出量 削減率	0.1% (11,545t-CO ₂)	23.0% (8,876t-CO ₂)	×	-0.64%
公用車への電気自動車導入実績	3台	3台		100%

2) 適応策

項目	実績	目標	達成状況	達成率
	令和5年度	令和5年度		
自主防災会に防災士がいる割合	72%	80%	×	90.9%
さくら川護岸改修整備率	53.0%	55.7%	×	95.1%
雨水整備率	72.4%	72.6%	×	99.7%

2. プロジェクト全体の達成状況

(1) 脱炭素・気候変動適応プロジェクト	達成	一部達成	未達	判断不可	計
市域の温室効果ガス排出量削減の推進	11	5	0	0	16
市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減	17	1	1	1	20
気候変動・気象災害への備えの強化	13	6	1	0	20

取組件数（件）

第2節 身近なエコ・資源循環推進プロジェクトの達成状況

1. 代表的な指標の達成状況

項目	実績	目標	達成状況	達成率
	令和5年度	令和5年度		
国民運動「COOL CHOICE(クールチョイス)」の啓発回数	2回	2回以上		100%
市内から出たごみの1人1日当たりの排出量	845g	697g	×	82.4%
市内で排出された一般廃棄物のリサイクル率	19.2%	22.0%	×	87.2%
530運動におけるごみの回収量	14,230kg	16,460kg以下		115%
市内で発生した不法投棄の件数	1,566件	1,298件以下	×	82.8%

2. プロジェクト全体の達成状況

(2) 身近なエコ・資源循環推進プロジェクト	達成	一部達成	未達	判断不可	計
身近なエコ活動の推進	11	1	1	0	13
資源循環の推進による環境負荷の低減	12	3	0	0	15
環境美化の推進	2	1	0	0	3

取組件数(件)

第3節 水循環・生物多様性保全プロジェクトの達成状況

1. 代表的な指標の達成状況

項目	実績	目標	達成状況	達成率
	令和5年度	令和5年度		
下水道整備普及率	96.1%	96.4%	×	99.6%
BOD環境基準達成率	100%	42%		238%

注)「緑地面積」、「市街化区域の緑被率」、「緑化推進重点地区の緑被率」の項目については、5年に1度の測定のため、令和5年度の実績はありません。

2. プロジェクト全体の達成状況

(3) 水循環・生物多様性保全プロジェクト	達成	一部達成	未達	判断不可	計
水循環・生物多様性の保全の推進	8	2	0	0	10
まちづくりへの緑の活用の推進	28	4	1	0	33
生活環境の保全の推進	3	1	0	0	4

取組件数(件)

第4節 環境交流プロジェクトの達成状況

1. 代表的な指標の達成状況

1) イベントや環境活動などによる環境啓発の推進

項目	実績	目標	達成状況	達成率
	令和5年度	令和5年度		
とだ環境フェアの参加者数	348人	290人		120%
河川イベント参加者数	1,600人	1,653人	×	96.7%
とだグリーンウェイ植樹参加団体数	10団体	21団体	×	47.6%

2) 学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援

項目	実績	目標	達成状況	達成率
	令和5年度	令和5年度		
環境出前講座の実施回数	3回	11回	×	27.2%
彩湖自然学習センター授業の実施校数	12校	12校		100%
自然学習講座の実施回数	35回	33回		106%

3) 協働・連携による環境保全の推進

項目	実績	目標	達成状況	達成率
	令和5年度	令和5年度		
共創のまちづくり補助金による支援団体数	9団体	4団体		225%
地域通貨戸田オールを活用した環境団体や環境に係る事業を実施した団体数	3団体	4団体	×	75.0%

2. プロジェクト全体の達成状況

(4) 環境交流プロジェクト	達成	一部達成	未達	判断不可	計
イベントや環境活動などによる環境啓発の推進	6	1	0	1	8
学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援	9	2	0	0	11
協働・連携による環境保全の推進	9	1	0	0	10

取組件数(件)

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が、2類相当から5類に移行したため、イベントが順次再開され、環境交流プロジェクトは、達成となった取組が多くありました。

一方で、人や物の移動が活発になったことから、市事務事業の温室効果ガス排出量削減率が、マイナス(排出量の増)に転じるなど、目標と乖離している取組もありました。

令和6年度からは「戸田市環境基本計画2021」の改定に伴い、目標値が引き上げられている取組もあることから、未達の取組については、原因の分析を行い、改善を図ります。

第2章 戸田市地球温暖化対策実行計画の進捗

第1節 戸田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗

1. 計画の目的・役割

戸田市では、市域全体の温室効果ガスの排出量を削減し、持続可能な社会を実現することを目的として、県内でも比較的早く平成21年12月に「戸田市地球温暖化対策条例」を制定しました。これを受け、市民（市民団体）・事業者と市が一体となって地球環境への負荷を減らしていくために、市域での取組の方向性を定めたものが「戸田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」です。現行の計画は「戸田市環境基本計画2021」に内包されています。

2. 計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間としています。社会情勢の変化などにより令和5年度に見直しを行っております。

3. 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類とします。

4. 温室効果ガス排出削減目標

戸田市では、国と埼玉県の温室効果ガス削減目標を踏まえ、削減目標を以下のように設定しています。

令和12年度の温室効果ガス排出量を平成25年度比で26%削減する。

5. 温室効果ガスの排出状況の報告

市域の温室効果ガスの排出状況について、埼玉県が調査・公表している「埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書」の戸田市の最新結果（令和3年度実績）を表2-2-1のとおり報告します。

表2-2-1 市域の令和3年度における温室効果ガスの排出状況報告[単位:千 t-CO₂]

部門・分野	平成25年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)		令和3年度 (実績値)		令和3年度 (目標値)	達成 状況
	排出量	排出量	削減率 (平成25年度比)	排出量	削減率 (平成25年度比)	削減率 (平成25年度比)	
温室効果ガス総排出量	823.7	623.5	26.0%	727.1	11.7%	11.4%	
産業部門	193.1	171.7	11.0%	194.5	0.7%	6.4%	×
業務その他部門	227.5	150.7	33.7%	197.1	13.4%	12.1%	
家庭部門	211.6	150.7	34.6%	162.1	23.4%	16.1%	
運輸部門	177.8	136.3	23.3%	158.3	11.0%	11.2%	×
農業	0.004	0	100%	0	100.0%	47.1%	
一般廃棄物の焼却	13.2	12.7	3.8%	14.6	10.6%	2.5%	×
生活・商業排水の処理	0.5	0.3	40.0%	0.3	40.0%	18.8%	

- *1 排出量について、平成25年度、令和3年度の数値は「埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書」の結果を使用
- *2 令和12年度の部門・分野別の排出量は、令和3年度における部門・分野別の構成比をもとに試算
- *3 令和3年度（目標値）の削減率については、令和12年度の削減率を均等割りし、平成25年度からの年数を乗じて試算
- *4 目標値及び目標の削減率は改定前の「戸田市環境基本計画2021」の数値を引用

令和3年度における市域の温室効果ガスの排出状況は、727.1千 t-CO₂で、基準年度である平成25年度の排出量823.7千 t-CO₂と比較して、11.7%減少しました。これは令和3年度の目標削減率11.4%減（平成25年度比）を達成しています。部門・分野別の達成状況を見ると、「業務その他部門」、「家庭部門」、「農業」、「生活・商業排水の処理」の4部門・分野で目標を達成しており、「産業部門」、「運輸部門」、「一般廃棄物の焼却」の3部門・分野で目標が未達成でした。

第2節 戸田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗

1．計画の目的・役割

戸田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、市の事務事業における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための計画です。地球温暖化対策推進法第21条第1項で策定が義務付けられており、市は、自ら率先的な取組を行うことにより、市域の市民・事業者の模範となることが求められています。

現行の計画は「戸田市環境基本計画2021」に内包されています。

2．計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としています。社会情勢の変化などにより令和5年度に見直しを行っております。

3．対象とする温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）の3種類とします。

4．温室効果ガス排出削減目標

戸田市では、国と埼玉県の温室効果ガス削減目標を踏まえ、削減目標を以下のように設定しています。

令和12年度の温室効果ガス排出量を平成25年度比で40%削減する。

5．算定対象とする施設

温室効果ガス排出量の算定にあたっては、部門や項目により対象施設の範囲が異なります。

「業務その他部門」の対象施設は、市が管理運営している施設のほか、外部への委託及び指定管理者制度により管理している施設が対象となります。「運輸部門」の対象は、市が管理運営している施設で使用している公用車が対象となります。

6. 温室効果ガスの排出状況の報告

令和5年度における戸田市の事務事業に係る「温室効果ガス排出量」は、下表のとおり11,545t-CO₂（基礎排出係数）10,138t-CO₂（調整後排出係数）で、基準年度である平成25年度の排出量11,528t-CO₂（基礎排出係数）11,377t-CO₂（調整後排出係数）と比較してそれぞれ0.1%の増加、10.9%の減少となりました。

また温室効果ガス削減目標については、令和5年度の目標値である23.0%には至りませんでした。近年の猛暑による暑さ対策として、空調機の稼働が増えたことなどが原因と考えられます。

表 2-2-2 事務事業における令和5年度の温室効果ガスの排出状況報告

項目		平成25年度 (基準年度)	令和5年度 (実績値)				令和5年度 (目標)	
エネルギー項目	単位	使用量() (排出量)	使用量() (排出量)	削減状況 (-)	削減率 (平成25年度比)	削減率 (平成25年度比)	達成 状況	
業務 その他 部門	電気使用量	kWh	18,267,546	19,736,352	1,468,806	8.0%	27.3%	×
	都市ガス使用量	m ³	776,846	1,211,927	435,081	56.0%	6.6%	×
	LPガス使用量	kg	22,085	11,237	10,848	49.1%	6.6%	
	A重油使用量	L	41,951	12,696	29,255	69.7%	6.6%	
	灯油使用量	L	141,626	37,804	103,822	73.3%	6.6%	
	軽油使用量	L	396	804	408	103.0%	6.6%	×
運 輸 部 門	ガソリン使用量	L	48,194	50,435	2,241	4.6%	5.2%	×
	軽油使用量	L	10,599	13,880	3,281	31.0%	実績値以下	×
	走行距離	km	349,185	302,239	46,946	13.4%	実績値以下	
	温室効果ガス排出 量 (基礎排出係数)	t- CO ₂	11,528	11,545	17	0.1%	23.0%	×
	温室効果ガス排出 量 (調整後排出係数)	t- CO ₂	11,377	10,138	1,239	10.9%	23.0%	×
	エネルギー使用量 (原油換算)	kL	5,826	5,713	113	1.9%	6.6%	×

* 1 電力の排出係数は、電力事業者別排出係数の令和4年度実績（環境省令和6年7月19日更新告示）を使用

* 2 削減率の は、基準年度よりも増加していることを示す。

第3部 緑のまちづくりと自然再生

第1章 緑化の推進

第1節 保存樹木補助制度

1. 補助制度の目的

良好な自然と生活環境を確保するため、樹木の保全と緑化を推進し、緑あふれる住みよいまちづくりを図ることを目的とします。

2. 補助金額

保存樹木	1本当たり	4,000円(限度60,000円)
樹林・竹林	1平方メートル当たり	60円(限度60,000円)
生け垣	1メートル当たり	300円(限度60,000円)

3. 指定状況

表 3-1-1 保存樹木等指定状況

	保存樹木		樹林・竹林		生け垣	
	件数	本数	件数	面積(m ²)	件数	長さ(m)
令和元年度	92	472	2	1,527.00	54	3,158.46
令和2年度	90	468	2	1,527.00	51	3,128.76
令和3年度	84	447	2	1,527.00	52	3,061.06
令和4年度	79	419	2	1,527.00	47	2,698.41
令和5年度	77	403	3	2,927.00	45	2,631.41

第2節 建築物屋上等緑化・生け垣等設置奨励補助制度

1. 補助制度の目的

緑豊かな景観の創出と都市環境の改善を推進するため、建築物の屋上等の緑化、生け垣、緑化フェンス、花壇や駐車場緑地帯を設置する者に対し補助を行います。

2. 補助金額

表 3-1-2 補助金額

補助対象		補助金額
屋上等緑化	屋上緑化・ベランダ緑化	対象工事費1平方メートル当たりの金額(上限2万円)の3分の2(限度50万円)
	壁面緑化	対象工事費1平方メートル当たりの金額(上限1万円)の3分の2(限度50万円)
生け垣等設置	生け垣・緑化フェンス・接道部緑地帯	1メートル当たり1万円(限度20万円)
	駐車場緑地帯	1平方メートル当たり1万円(限度20万円)

3. 補助実績

表 3-1-3 補助実績

	屋上等緑化		生け垣等設置	
	件数	面積(m ²)	件数	長さ(m)
令和元年度	1	48.00	1	17.60
令和2年度	0	0	0	0.00
令和3年度	0	0	1	14.00
令和4年度	0	0	0	0.00
令和5年度	0	0	1	17.60

第3節 苗木の無料配布

1. 事業の目的

緑を自ら管理することにより、緑や花への愛着と日々の生活環境における緑の必要性を認識し、緑化の推進を図ります。

2. 配布状況

(1) 結婚・誕生・新築記念樹

表 3-1-4 記念樹配布本数

単位：本

	結婚	パートナー シップ	誕生	新築	合計
令和元年度	278		418	64	760
令和2年度	266		376	73	715
令和3年度	319		378	83	780
令和4年度	281	1	316	51	649
令和5年度	266	1	325	47	639

(2) とだグリーンウェイブ

表 3-1-5 活動実績

	参加団体	参加者数	場所提供団体数	植樹本数
令和元年	17 団体	135 名	1 団体	54 本
令和2年	20 団体	77 名	0 団体	66 本
令和3年	12 団体	45 名	0 団体	36 本
令和4年	16 団体	79 名	0 団体	59 本
令和5年	12 団体	56 名	0 団体	33 本

実施期間が3月1日から6月15日のため暦年での集計である。

第2章 水と緑のネットワークの推進

第1節 水と緑のネットワーク形成

1. 水と緑のネットワーク形成（戸田市地区）プロジェクト

（1）水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）基本構想

国土交通省関東地方整備局・埼玉県・戸田市で構成する水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）推進会議で、平成21年5月に基本構想を策定しました。

水と緑のネットワーク形成とは

貴重な自然を保全するとともに、分断された自然をつなぎ、野生生物の移動経路の確保や、自然の多面的機能を回復させることによって、豊かな自然を再現し、潤いのある質の高い都市環境の実現に向けた取組です。この取組は、生き物を守るための戦略的な方法であるとともに、人間が持続的に豊かな生活を送るためのランドデザインの基本となります。

目的

・地域の多様な関係主体の参加によって地域固有の在来植物にも配慮した植物の育成・植栽等を実施することにより、流域の自然を再生し、多種多様な動植物の生育・生息できる場をつくり、水と緑のネットワークの形成を図ります。

・河川、道路、公園、公共施設、民有地等との連携により、広域的な水と緑のネットワーク形成を図ります。

基本方針

- ・自然と人が共生するエコロジカルネットワークの推進
- ・効率的な手法による自然環境・景観の保全・再生・創出
- ・地域固有の植物の保全・育成の推進
- ・地域の多様な関係主体・事業の連携による取り組みの推進

（2）水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）行動計画

水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）基本構想の実現を図るため、平成23年3月に行政、市民・事業者の行動計画及び、重点地区計画を策定しました。

指標種の選定

生き物の視点に立った自然環境を評価するために、代表的な生物種を選定しました。

表 3-2-1 行動計画における指標種

	指標種
樹林地	シジュウカラ、メジロ
草地	ギンイチモンジセセリ等のセセリチョウ類
水域（河川等の流水域）	カワセミ
水域（池、プール等の止水域）	アジイトトンボ等の止水域に生息するトンボ類

重点地区計画

1. 彩湖・道満グリーンパーク・美女木地区
2. 笹目川沿川地区
3. 戸田中央・菖蒲川沿川地区

(3) 生き物マップづくり

水と緑のネットワーク形成プロジェクトの進捗状況を評価する指標として、市内の生き物の生息状況を把握します。また、日常自然と接する機会が減りつつある児童・生徒たちに生き物マップづくりを通して自然とふれあう機会を創出することを目的として実施しています。

平成24年10月～11月に市内小中学校の協力を得て、学校区ごとに秋の生き物調査を行いました。調査結果を基に生き物データベースを作成し、平成26年度に地図情報システム「いいとだマップ」で公開しました。また、平成26年7月～8月には、夏の生き物調査を行い、「いいとだマップ」で公開しました。加えて平成30年10月～11月に秋の生き物調査、令和元年7月～8月に夏の生き物調査を行い、これらの成果も「いいとだマップ」で公開しました。

(4) 樹木剪定技術講習会

庭木等の剪定を通じて緑に対する市民の意識を高めるため、また緑化推進団体の組織化と育成を進めることを目的に、毎年1回、市内環境空間や公園において、樹木剪定技術講習会を開催しています。(令和6年3月1日に大前緑地北にて実施しました。)

(5) イケチョウ貝による水質浄化活動

日本唯一の静水コースである「戸田ポートコース」。全国のボート競技者にとって憧れの聖地となっていますが、近年は水質の維持が課題となっています。

そこで、市は埼玉県ボート協会や埼玉大学などと協力し、「戸田ポートコース水質浄化実行委員会」を設立し、イケチョウ貝による水質浄化活動に取り組んでいます。イケチョウ貝は、経費や生態系への影響も少なく、水質浄化に効果があります。

本活動は、平成18年度から実施しており、令和5年度までに11,935個のイケチョウ貝を投入しています。

表 3-2-2 イケチョウ貝投入数(直近5年度分)

単位：個

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
稚貝投入数	600	450	400	450	400

2. 戸田ヶ原自然再生事業

(1) 戸田ヶ原自然再生事業全体構想

平成21年3月に戸田ヶ原自然再生事業の目標と実現方策などを定めた全体構想を策定しました。

目標1 多様な野生の生きものを育む戸田ヶ原を再生する

1. サクラソウなどの野生の草花が彩る湿地の再生
2. キツネの親子が安心して暮らせる自然の保全と再生
3. カヤネズミがゆりかごをつくる草はらの保全と再生
4. ミドリシジミの舞う林の保全と再生
5. カワセミが子育てをする水辺の保全と再生

目標2 戸田ヶ原を通じて人と自然、人と人との交流を再生する

1. 子どもたちが身近に自然と触れ合う場と機会を提供する
2. 市民が集う、世代を超えた交流の場に
3. 企業の社会貢献活動の場に

目標3 住みたい・住み続けたいまちづくりに活かす

1. 市民が誇りと愛着を持つまちづくりに活かす
2. 戸田ヶ原を通じてまちの魅力を発信する

(2) 戸田ヶ原自然再生事業実施計画

戸田ヶ原自然再生事業全体構想の実現を図るために、平成22年3月に策定し、令和3年3月に改訂しました。

サクラソウなどの野生の草花が彩る湿地プロジェクト

キツネやカヤネズミが子育てをする草地プロジェクト

ミドリシジミが舞う林プロジェクト

カワセミが子育てをする水辺プロジェクト

人と自然・人と人との交流プロジェクト

PRの推進

(3) サクラソウの生育状況

表 3-2-3 サクラソウの生育状況 (戸田ヶ原サクラソウ園)

[]内は累計

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
植栽株数 (2月)	500 [8,700]	500 [9,200]	500 [9,700]	500 [10,200]	500 [10,700]
生育株数 (4月)	28,131	21,291	22,959	34,577	32,289
開花 (4月)	7,314	5,536	7,767	20,111	13,733

戸田ヶ原サクラソウ園(旧戸田ヶ原自然再生エリア第1号地)は、平成21年度にサクラソウの植え付けを開始しました。

年間を通し、月に1回程度で、戸田ヶ原サポーターと連携した管理作業を実施し、その中で外来植物の除去や除草を実施しました。

令和5年の調査で、生育株数は約32,300株・開花株数は約13,700株で、昨年度からは少し減少したものの、長期的にみて増加傾向にあることが確認されました。

表3-2-4 サクラソウの生育状況（湿地再生区域F） []内は累計

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
植栽株数(2月)	0 [2,000]	0 [2,000]	0 [2,000]	0 [2,000]	0 [2,000]
生育株数(4月)	4,520	3,297	3,668	5,185	3,131
開花(4月)	1,197	850	1,084	1,610	822

平成27年度に、かつての戸田ヶ原がイメージされる、より広域な湿地を再生していくべく、彩湖自然保全ゾーン内の湿地再生区域Fにも、サクラソウの植え付けを行いました。

今後も年に2回程度、賛同いただける企業等と連携した管理作業を実施し、その中で外来植物の除去等を実施する予定です。

(4) 戸田ヶ原自然再生の普及事業

普及事業一覧

名 称	開催日	場 所
パネル展示	常設展示	彩湖自然学習センター
	令和5年3月30日～ 令和5年4月5日	イオンモール北戸田
	令和5年3月30日～ 令和5年4月5日	戸田市役所庁舎
戸田ヶ原さくらそう祭り 2023	令和5年4月9日	戸田ヶ原サクラソウ園
とだがはらで野草の葉っぱをたたいて染めてエコバッグをつくろう	令和5年10月21日	戸田ヶ原サクラソウ園
とだみちゃん出張授業	令和5年11月1日	新曽小
戸田ヶ原でフクロウのクリスマスリースづくり	令和5年11月25日	戸田ヶ原サクラソウ園
植え付け用サクラソウのポット苗づくり	令和6年1月23日	戸田市役所旧バス車庫
戸田ヶ原さくらそう植え付けイベント	令和6年2月10日	戸田ヶ原サクラソウ園
戸田ヶ原の自然と歴史を楽しもう	令和6年3月23日	戸田ヶ原サクラソウ園

戸田ヶ原自然再生キャラクター

平成24年に戸田ヶ原自然再生事業の取組を多くの方に知ってもらい、親しみを持ってもらえるようにキャラクターを作成。愛称を一般公募して、戸田市の自然を見守る妖精をイメージし、戸田ヶ原の『とだ』と、見守るの『み』、美しいの『み』という意味を込めた『とだみちゃん』に決定しました。平成25年8月に着ぐるみを作成し、現在はPRのため市内外のイベントで活躍しています。「ゆるキャラグランプリ2018」にも出場し、1,246票でご当地順位は全体247位となりました。



戸田ヶ原自然再生キャラクター
とだみちゃん

第4部 環境（公害）調査と現況

第1章 公害苦情

第1節 苦情件数

令和5年度に本市で受理した公害苦情件数は、35件ありました（大気、水質、騒音、振動、悪臭、その他、なお同一苦情については主なものを1件として数えています）。

種類別にみると、騒音が15件で最も多く、次いで悪臭11件、振動7件、大気2件と続いています。

以下に規制対象別の表4-1-1を示します。

表4-1-1 令和5年度公害苦情件数（規制対象別）（件）

		法令根拠				合計
		法律	条例	なし	小計	
大気	焼却（野焼き）	0	1	1	2	2
	自動車	0	0	0	0	
水質		0	0	0	0	0
騒音	産業用機械作動	0	0	6	6	15
	工事・建設作業	0	0	2	2	
	自動車	0	0	2	2	
	その他	0	0	5	5	
振動	産業用機械作動	0	0	1	1	7
	工事・建設作業	0	0	5	5	
	自動車	0	0	0	0	
	その他	0	0	1	1	
悪臭	産業用機械稼働	0	0	7	7	11
	飲食店等店舗	0	0	3	3	
	不明	0	0	0	0	
	その他	0	0	1	1	
その他	鳥の糞害	0	0	6	6	6
	その他	0	0	0	0	
合計		0	1	40	41	41

第2節 苦情件数の推移

本市の過去10年間における公害苦情の推移を表4-1-2、図4-1-1に示します。
件数としては、減少傾向となっています。

表4-1-2 過去10年間における公害苦情の推移(平成26年度～令和5年度) (件)

年度 公害区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
大気	4	14	7	8	4	8	7	8	4	2
水質	3	9	6	5	1	0	0	0	0	0
騒音	29	31	27	24	31	28	35	20	16	15
振動	3	6	3	6	3	2	1	3	0	7
悪臭	12	22	10	11	13	28	20	9	6	11
その他	2	1	2	3	0	0	2	0	0	6
合計	53	83	55	57	52	66	65	40	26	41

同一苦情については1件として数えた件数

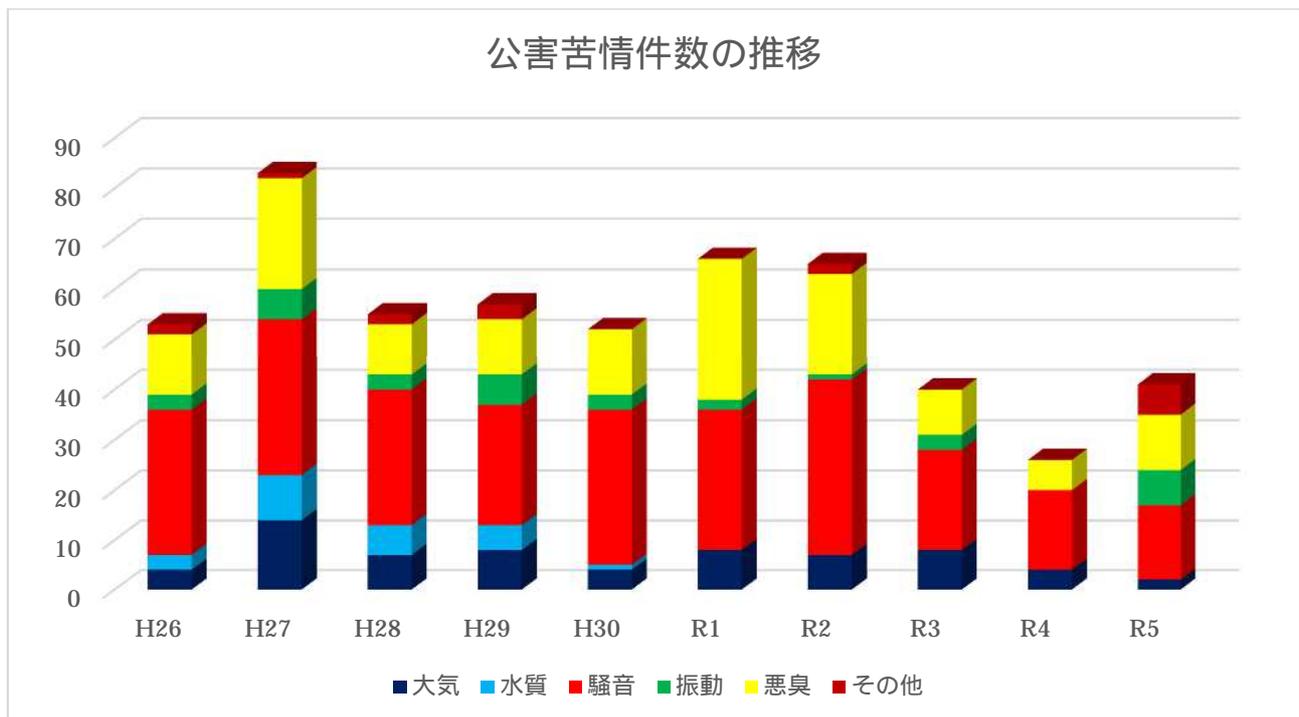


図4-1-1 公害苦情件数の推移(平成26年度～令和5年度)

第2章 騒音

本市では、自動車騒音の実態を把握するため、市内の高速自動車道、一般国道及び県道を5つに組分け、令和4年度からそれぞれの路線における騒音と面的評価を開始しました。今後5年間のローテーションで順次測定を行います。

本年（令和5年度）の測定対象路線は、一般国道298号（東京外環自動車道併設）です。

1. 騒音

各測定地点における時間区分ごとの等価騒音レベルを算出し、要請限度及び環境基準と比較したものを表4-2-1に示します。

結果は、全ての路線において環境基準及び要請限度に適合するものでした。

表 4-2-1 要請限度・環境基準の超過状況

路線名	測定地点	騒音測定結果 【単位：dB】		環境基準との比較		要請限度との比較	
		昼間 6～22時	夜間 22～6時	昼間	夜間	昼間	夜間
		LAeq	LAeq	6～22時	22～6時	6～22時	22～6時
一般国道298号 (東京外環自動車道併設)	美女木 6-12地先	63	60	適	適	適	適
一般国道298号 (東京外環自動車道併設)	美女木 4-23地先	63	60	適	適	適	適
環境基準		70	65				
要請限度		75	70				

2. 面的評価

各路線において、道路端から50mの範囲の住居について騒音レベルを推計し、環境基準と比較したものを表4-2-2に示します。

結果は、環境基準を達成した戸数の割合は68.1%となりました。本年の対象路線が高速自動車国道併設の一般国道であり、昼夜を問わず通行量が多いことが影響していると考えられます。

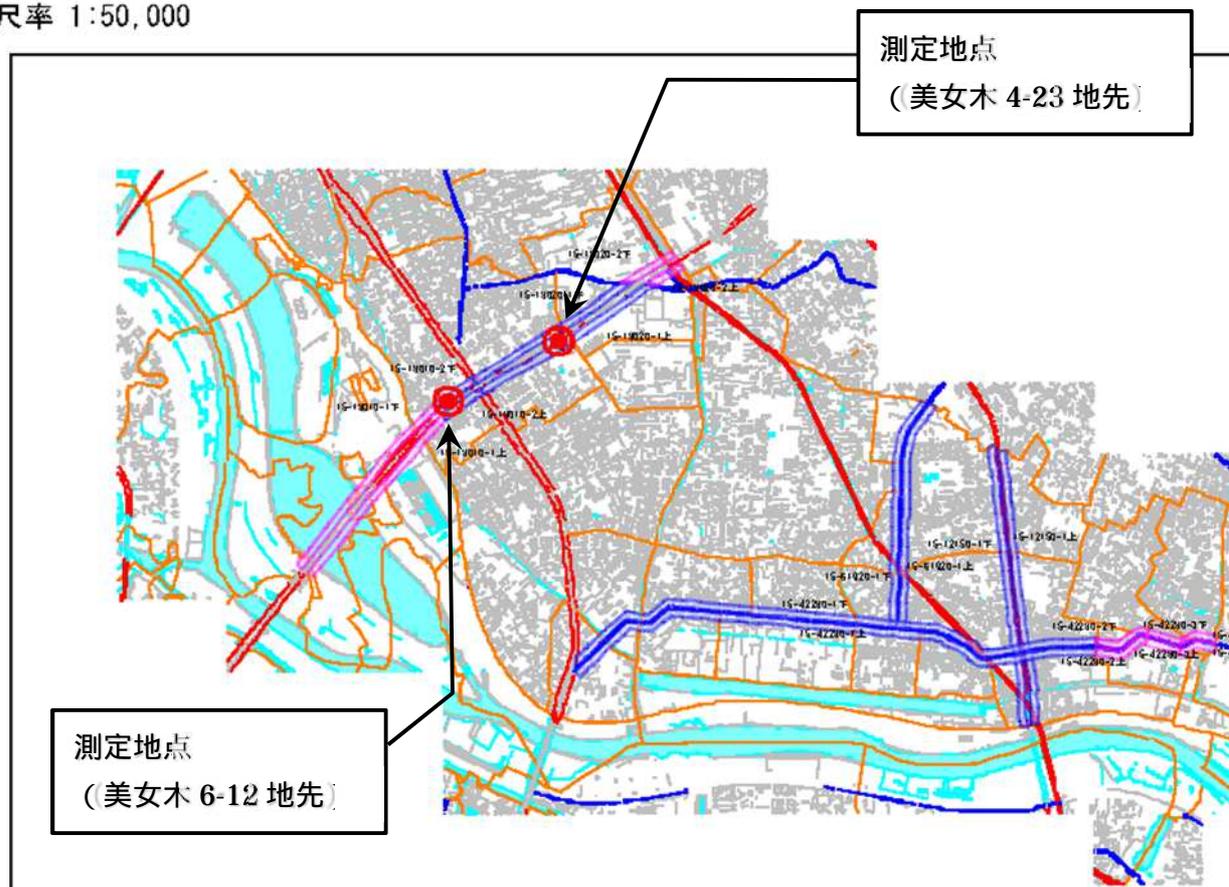
表 4-2-2 面的評価結果

路線名	全体	内訳		割合 (%)
	対象戸数	非達成戸数	達成戸数	
	(戸)	(戸)	(戸)	
一般国道298号 (東京外環自動車道併設)	407	130	277	68.1

図 4-2-1 自動車騒音測定地点位置図

位置図（騒音測定地点、評価区間）

縮尺率 1:50,000



用語の解説（騒音編）

自動車騒音：自動車の走行に伴い発生する騒音で、主な発生源はエンジン音、排気音及びタイヤと路面の摩擦音です。特に大型トラック、バス等が問題となっています。

面的評価：道路端における騒音レベルの測定値、道路構造、及び周辺の建物密度などから道路周辺の全体的な騒音レベルの推計を行い、実際に道路付近（道路端から50mまで）に立地する住居での騒音レベルについて、環境基準を満たす割合を算出し、達成状況を評価するものです。

要請限度：自動車による騒音がこの値を超えることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれる場合、公安委員会へ要請できる基準です。

環境基準：人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準です。

第5部 廃棄物処理の現況

第1章 廃棄物処理の現況

第1節 家庭ごみ処理の経緯と処理費用

1. 家庭ごみ処理の経緯

本市では、「戸田市総合振興計画」及び「ごみ処理基本計画」に基づき各種事業の推進を図っていますが、ここでは、家庭ごみの分別に係る状況の詳細を、下表にてご紹介します。

表5-1-1 家庭ごみの分別状況等詳細

分別等状況	経緯	収集回数
ごみ袋の透明・半透明化	平成 7 年 7 月 ~	-
粗大ごみの有料化	平成 1 2 年 9 月 ~	
リサイクルプラザの稼働	平成 1 4 年 4 月 ~	
家庭ごみの18分別	平成 1 4 年 9 月 ~ 平成 3 0 年 3 月	
家庭ごみの19分別	平成 3 0 年 4 月 ~	
もやすごみ	昭和 3 1 年 5 月 ~	週2回
ペットボトル	平成 5 年 4 月 ~	週1回
プラマーク容器包装	平成 1 4 年 9 月 ~ <small>令和4年度に名称変更（プラスチック製容器包装から変更）</small>	週1回
雑紙	平成 1 4 年 9 月 ~	
体温計・血圧計・蛍光管		
乾電池・ライター	平成 7 年 1 2 月 ~ 平成 1 2 年 3 月	月1回
消火器・バッテリー	平成 1 2 年 4 月 ~	週1回
不燃物等	昭和 4 3 年 4 月 ~	週1回
スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ	平成 9 年 4 月 ~ 平成 1 2 年 3 月 平成 1 2 年 4 月 ~	月1回 週1回
カン・金属類		月1回 週1回
布類		
新聞・チラシ		
段ボール	昭和 6 2 年 6 月 ~ 平成 2 年 6 月 平成 2 年 7 月 ~	
雑誌・本・ノート・辞典		
ピン類(生きピン)		
ピン類(雑ピン)		
紙パック	平成 9 年 4 月 ~	週1回
シュレッダー	平成 3 0 年 4 月 ~	週1回
粗大ごみ	昭和 5 3 年 4 月 ~	申込制

日常生活の中で発生するごみには再利用できるものが多く含まれているため、平成14年9月より家庭ごみの18分別（プラスチック製容器包装と雑紙の区分を追加）を、平成30年4月より19分別（紙類にシュレッダーの区分を追加）を市民に呼びかけ、家庭ごみの再資源化・減量化を図っています。

また、このことに加えて、生ごみの減量化を図るために、家庭から出た生ごみを溜めた生ごみバケツの回収を通じて「生ごみバケツと花苗交換事業」を実施しています。同事業は、平成19年10月よりフラワーセンター戸田で実施していましたが、平成22年5月、蕨戸田衛生センターの敷地内にリサイクルフラワーセンターを開所したことにより、現在は、蕨市と共同で実施する形を取っています。

同センターにおいては、年間約11万鉢の花苗生産が可能となっていますが、障がい者及び高齢者を積極的に雇用することにより、環境と福祉の融合を図っています。

表5-1-2 リサイクルフラワーセンター詳細

リサイクルフラワーセンター		
規模	面積	8,746.34 m ²
	設備	温室3基(653.49 m ²)、管理棟1棟、堆肥棟1棟、発芽室1室
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみのリサイクルによる堆肥化・減量化 ・障がい者・高齢者の雇用促進 ・戸田市・蕨市への花苗提供 ・花のまちづくりの推進によるコミュニティ ・ボランティア育成等環境教育の促進 	
施設運営	蕨戸田衛生センター組合	

なお、同センターにて製造された生ごみ堆肥「戸田の力」については、花苗の栽培に活用しているだけでなく、姉妹都市である美里町の農地へ搬入し、現地の農家にご協力いただきながら、米等の低農薬栽培を実施しており、学校給食の食材（米）として利用されるなど、本市における食品リサイクルの先駆的な取り組みとなっています。

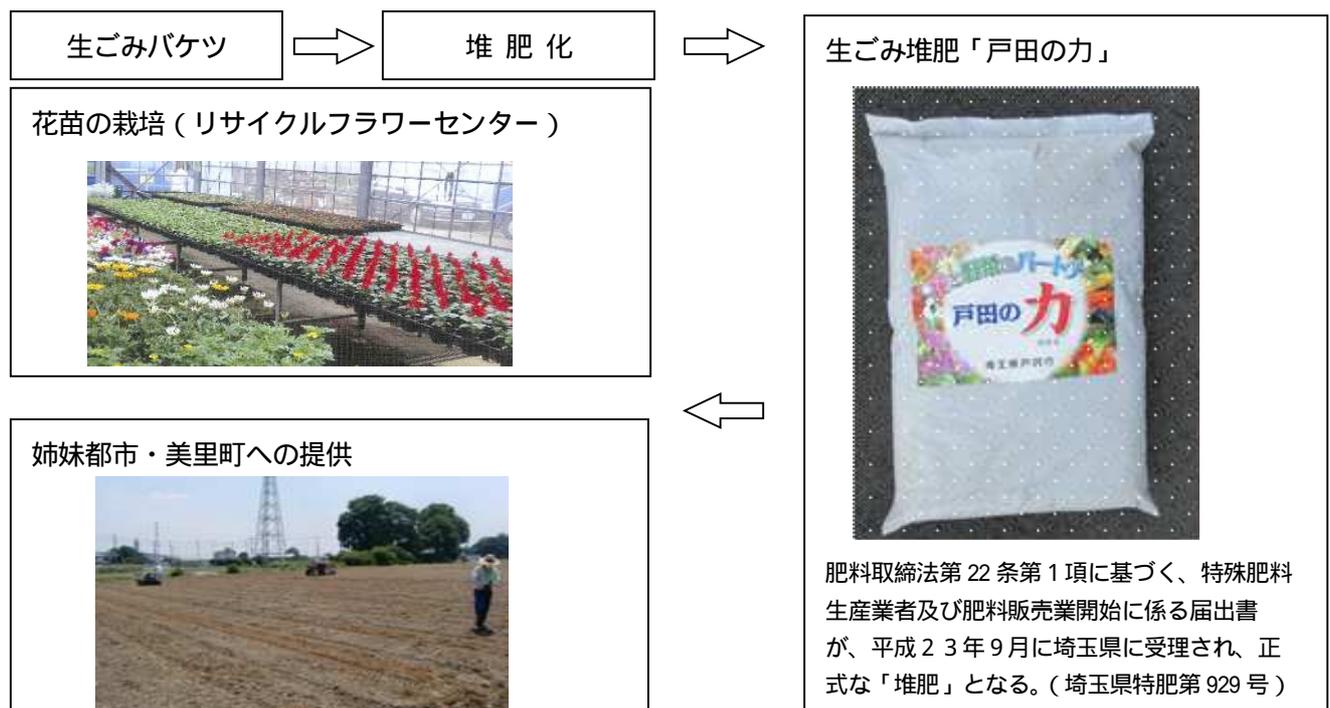


図5-1-1 生ごみの堆肥化について

2. 処理費用

市内の各家庭から出されたごみは、蕨戸田衛生センターで分別・焼却処理等を実施しており、これらの事業を実施するための費用として、市から同センターに支払う「組合分担金」や、各種ごみの収集運搬に係る「収集運搬費」及び「その他経費」の内訳は下表のとおりとなります。

表 5-1-3 令和5年度 塵芥し尿処理委託料・組合分担金

区分	世帯数	人口	決算額 (千円)	1世帯当り		1人当り	
				年額 (円)	1日 (円)	年額 (円)	1日 (円)
	(R5.4.1 現在)						
組合分担金	69,414	141,988	833,567	12,009	32.9	5,871	16.1
収集運搬費			590,688	8,510	23.3	4,160	11.4
その他経費			84,485	1,217	3.3	595	1.6
合計			1,508,740	21,735	59.5	10,626	29.1

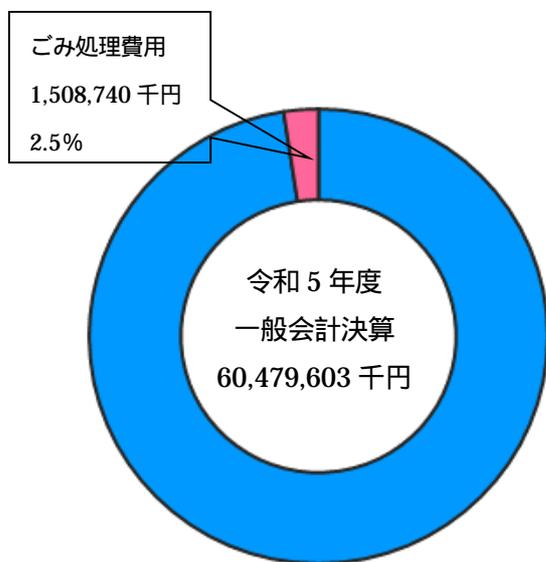


図 5-1-2 市の一般会計とごみ処理費

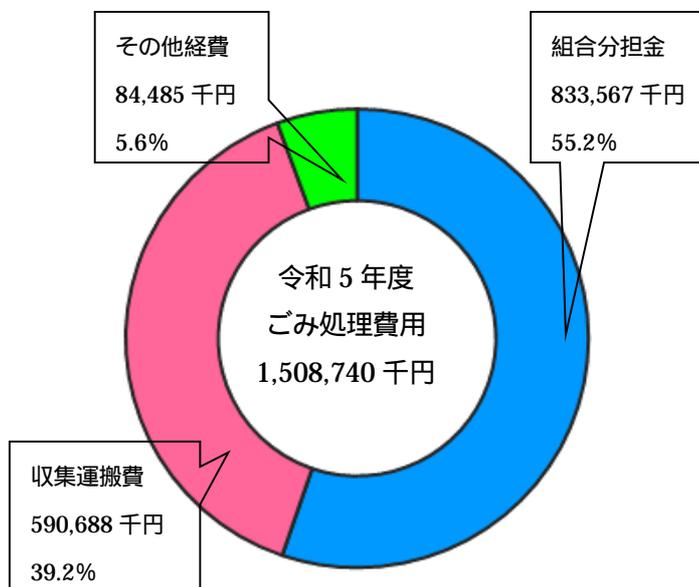


図 5-1-3 ごみ処理費内訳

第2節 ごみの総量と組成

表5-1-4 戸田市ごみ総量

(単位：t)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
人口(人)		140,952		141,206		141,927	
世帯数(世帯)		67,183		67,776		68,663	
可燃ごみ		20,696.6		20,256.7		19,505.2	
(再掲)上記可燃ごみのうち、蕨戸田衛生センター 延命化工事により市外処理場搬出分		(1,490.3)		0.0		0.0	
不燃ごみ		1,168.0		1,073.8		1,016.1	
粗大ごみ		1,248.5		1,122.4		1,169.6	
下水ごみ(廃土)		76.7		57.4		84.9	
搬入品目		搬入量	資源排出量	搬入量	資源排出量	搬入量	資源排出量
金属缶類	スチール缶	598.4	170.8	557.3	172.6	538.6	147.3
	アルミ缶		297.9		300.5		263.7
	その他の金属		9.9		9.3		7.8
ガラスびん類	無色ガラス	894.7	253.1	876.6	254.6	843.7	227.7
	茶色ガラス		193.0		211.1		186.7
	その他ガラス		308.2		344.9		281.2
	生きビン		27.7		26.2		22.4
ペットボトル		698.4	601.1	721.8	607.2	761.4	602.5
その他のプラスチック類		1,299.4	690.7	1,176.4	675.3	1,150.4	687.6
雑紙		363.5	367.1	379.9	369.4	374.2	361.3
小計		3,854.4		3,712.0		3,668.3	
直接資源化量							
布類 紙類	新聞	515.8		488.5		448.2	
	雑誌(H30からシュレッダーごみ含む)	929.2		868.6		807.4	
	段ボール	1,662.5		1,633.2		1,574.7	
	布類	578.8		554.1		568.8	
	紙パック	31.6		29.8		28.7	
	小計	3,717.9		3,574.2		3,427.8	
家庭ごみ合計		30,762.1		29,796.5		28,871.9	
事業系可燃ごみ		14,179.7		14,270.8		14,990.7	
ごみ総排出量		44,941.8		44,067.3		43,862.6	
1人1日当たりのごみ排出量(単位：g)		873.5		855.0		846.7	
1世帯1日当たりのごみ排出量(単位：g)		1,832.7		1,781.3		1,750.2	

人口・世帯数は各年4月1日現在

表 5-1-5 令和 5 年度ごみ質分析結果

ごみの種類組成	平均(%・合計 100)	備考
紙 類	26.1	2ヶ月に1度、もやすごみ(事業系ごみ含む)をサンプリング採取し、ごみの組成を分析結果した平均値。
布 類	8.0	
ビ ニ ー ル 類	1.7	
プ ラ ス チ ッ ク 類	13.8	
ゴ ム 、 皮 革 類	0.4	
木 、 竹 、 わ ら 類	12.0	
厨 芥 類	32.6	
金 属 類	1.0	
ガ ラ ス 類	0.0	
セ ト モ ノ 、 石 、 砂 類	0.9	
そ の 他	3.5	

(蕨戸田衛生センターのデータより)

第 3 節 し尿処理対策の処理状況

し尿については、昭和 29 年度より収集を業者に委託し、処理を蕨戸田衛生センターで実施していますが、本市の場合は、公共下水道の普及に伴い、対象世帯や処理量は毎年減少を続けています。

表 5-1-6 し尿年度別処理状況

年度	区域人口 (人)	区域外人口 (人)	人口計 (人)	区域世帯 (世帯)	区域外世帯 (世帯)	世帯計 (世帯)	搬入量(k)		
							生し尿	浄化槽	合 計
R 1	138	76	214	64	37	101	277	5,502	5,779
R 2	140	65	205	64	33	97	258	5,417	5,675
R 3	128	61	189	57	32	89	219	4,883	5,102
R 4	116	57	173	53	29	82	199	4,495	4,694
R 5	95	54	149	45	28	73	173	4,244	4,417

第4節 家庭ごみの収集日及びごみ集積所の数

家庭ごみの収集日は、下表のとおり、地区別に「もやすごみの日」「もやさないごみの日」「資源物の日」に分かれており、各家庭が指定された曜日の朝8時までにごみ集積所へ排出することになっています。

表5-1-7 ごみ収集日・ごみ集積所数一覧表

地区		ごみ収集日			ごみ集積所数		
		もやすごみ	もやさないごみ	資源物	路上	共同住宅	合計
1	喜沢1・2丁目 下戸田1・2丁目 中町1丁目	水・土	火	月	270	289	559
2	中町2丁目 喜沢南1・2丁目 川岸1・2丁目 下前1・2丁目	水・土	金	木	206	167	373
3	上戸田1~5丁目 大字上戸田 大字新曽 大字下笹目	火・金	月	土	349	725	1,074
4	本町1~5丁目 戸田公園 南町 川岸3丁目	火・金	木	水	197	293	490
5	新曽南1~4丁目 笹目南町 氷川町1~3丁目 早瀬1・2丁目 笹目5~8丁目	月・木	水	火	317	215	532
6	笹目1~4丁目 笹目北町 美女木1~8丁目 美女木東1・2丁目 美女木北1~3丁目	月・木	土	金	344	295	639
				合計	1,683	1,984	3,667

(令和6年11月末日現在)

第2章 資源ごみのリサイクル

第1節 分別収集とリサイクルの流れ

1. リサイクル事業の概要

現代社会におけるごみの問題は、排出量の増加や種類の多様化により深刻化しています。その処理に関しては、従来通りの収集運搬及び処分等の適正処理に加え、減量化や資源化を図ることが必要となってきました。

したがって、リサイクルを通じた環境に優しい循環型システムの構築は必須課題であり、行政、市民、事業者それぞれが実践していかなければなりません。

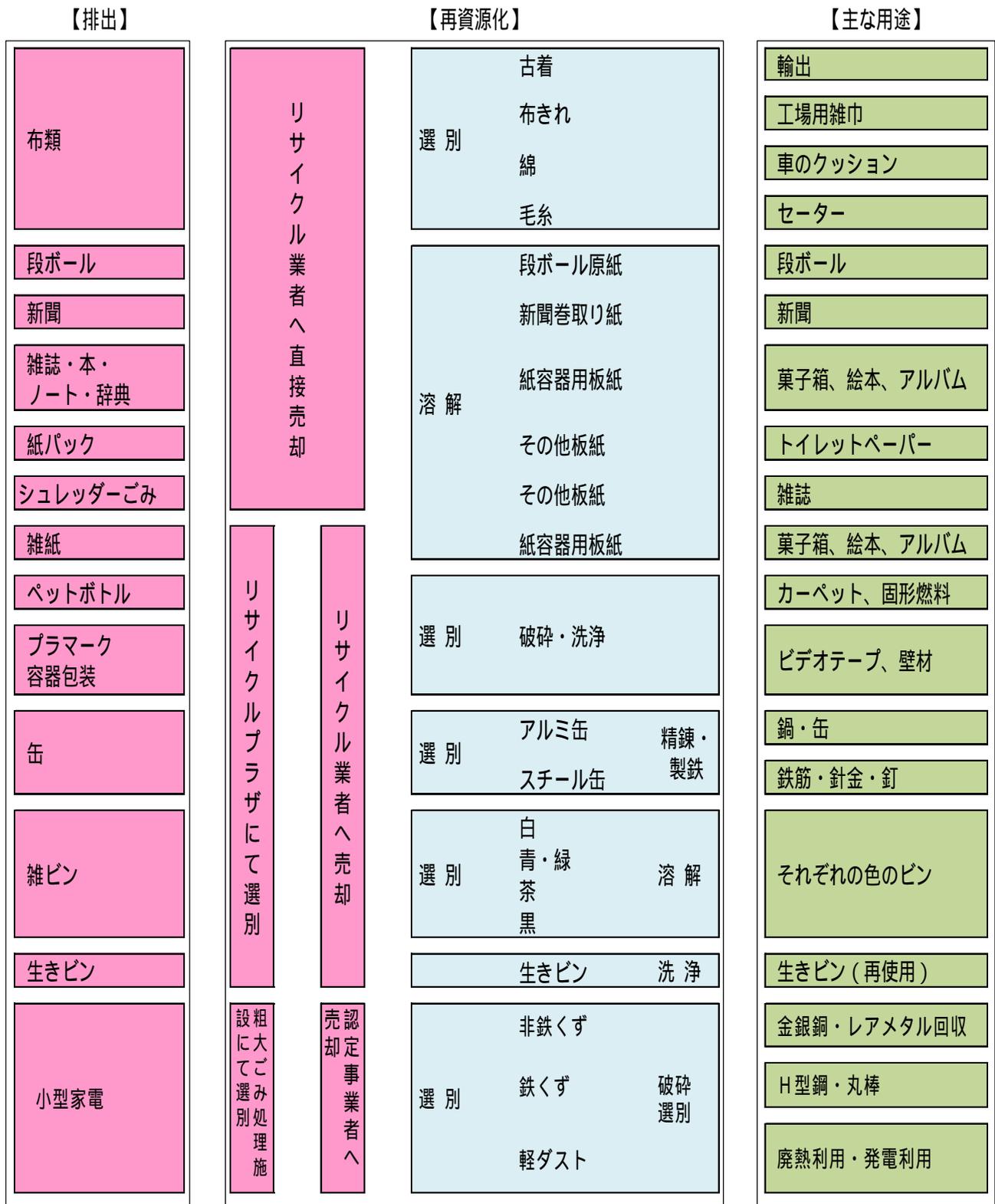
本市では、生ごみのたい肥化やペレット化、庁舎等から排出された雑紙を用いて製造したトイレットペーパー「戸田ロール」の町会・自治会へのあっせん等、様々な事業を通じてリサイクルを推進するとともに、市民の環境意識の啓発に努めています。

2. ごみの分別と出し方

表 5-2-1 令和5年度 ごみの分別と出し方

区分	主なごみ		出し方
もやすごみ	生ごみ、汚れた紙、枝切れ、革製品、CD、ビデオテープ、アルミホイル、写真、プラマークのついていないプラスチック製品		白色半透明又は透明の袋
もやさないごみ	ペットボトル	ペットボトルマークのあるもの（飲料水、酒類、しょうゆ等）	青カゴへ
	プラマーク容器包装	プラマークのあるもの（プラスチック製容器包装、発泡スチロール及びトレイ、ビニール袋）	白色半透明又は透明の袋
	雑紙	包装紙、紙袋、封筒、ハガキ	白色半透明又は透明の袋（紙袋も可）
	危険物	体温計・血圧計・蛍光管、乾電池・ライター、消火器・バッテリー	白色半透明又は透明の袋（消火器・バッテリーはそのまま）
	不燃物等	セトモノ、ガラス類、傘、小型家電製品（一辺が40cm未満）	黄または赤カゴへ
資源物	カン・金属類	空き缶、茶筒、菓子缶、やかん、フライパン、その他金属（銅・ステンレス・真鍮）	青カゴへ
	スプレー缶等	スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ	黄カゴへ（中身を使い切り、穴あけ不要）
	布類	衣類、カーテン、布、タオルケット、毛布	白色半透明又は透明の袋
	紙類	新聞・チラシ、段ボール、雑誌・本・ノート・辞典、紙バック、シュレッダーごみ	ヒモでしばる（シュレッダーごみは白色半透明又は透明の袋）
	ビン類	生きビン、雑ビン	生きビンは赤カゴへ 雑ビンは青カゴへ
粗大ごみ	一辺が40cm以上のもの（ふとん、座布団、マットレス、ソファ、自転車等）		電話もしくは電子申請にて回収予約（有料）

3. リサイクルの流れ



ペットボトルの一部、プラマーク容器包装及び雑ビンは、業者へ売却ではなく容器包装リサイクル協会に引き渡し

図 5-2-1 資源ごみの処理工程フロー

第2節 資源回収の収集量及び売却金額

資源物の「布類」「紙類」については、収集後、本市がリサイクル業者へ直接売却しており、その売上金の一部は町会・自治会へ「資源回収報奨金」として還元しています。

表 5-2-2 令和5年度 資源回収品目別売上

	新聞	雑誌	段ボール	布	紙パック	合計
回収量 (kg)	448,230	807,410	1,574,650	568,760	28,700	3,427,750
売却額 (円)税 抜	3,585,840	4,037,050	12,597,200	568,760	315,700	21,104,550

第 3 章 その他の事業

1. 犬の登録と狂犬病予防

飼い主には、飼い犬を狂犬病から守ると同時に、社会に対する責務として、狂犬病予防法に基づき、生後 91 日以上の犬の登録及び狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

なお、本市では、毎年 4 月に狂犬病予防注射の集合注射を実施しています。

表 5-3-1 犬の登録と狂犬病予防注射

年度	登録頭数	新規登録数	注射済頭数	注射実施率(%)
26年度	5,338	306	3,372	63.2
27年度	5,405	359	3,320	62.2
28年度	5,045	418	3,313	65.7
29年度	4,953	396	3,400	68.7
30年度	4,909	405	3,328	67.8
令和元年度	4,976	401	3,160	63.5
令和2年度	5,129	596	3,335	65.0
令和3年度	5,331	510	3,354	62.9
令和4年度	5,514	462	3,562	64.6
令和5年度	5,699	476	3,577	62.8

2. 動物の死体処理

交通事故等により死亡した飼い主の分からない動物死体は、市が現場にて回収を実施しています。

また、ペットに関しては、飼い主からの依頼に応じて、動物専用焼却炉における合同葬を実施しています。(平成12年9月より有料化・令和元年10月1日から1体1,570円)

表 5-3-2 動物死体の処理数

年度	動物死体回収数(事故等)	合同葬受付数
令和元年度	674	98
令和2年度	594	113
令和3年度	641	118
令和4年度	565	143
令和5年度	545	129

3. あき地の指導

あき地に雑草が繁茂したまま放置されていると、ごみの不法投棄を誘発し、火災や犯罪、害虫の発生原因となるため、「戸田市あき地の環境保全に関する条例」により所有者に対して指導を行っています。

4. 生ごみ処理機器購入費補助金事業

家庭から出る生ごみの自家処理の促進を目的として、生ごみ処理機器の購入者に対して、購入費の一部を補助しています。

表 5-3-3 補助金による生ごみ処理機器設置台数

年度	コンポスト(基)	バケツ型(基)	電気式(基)	補助金額計(千円)
令和元年度	0	0	5	122
令和2年度	2	0	10	246
令和3年度	2	1	13	247
令和4年度	2	0	14	287
令和5年度	0	0	16	425